

論 文

大学一般教育研究会における全国的組織化に関する考察（その1）

——「大学一般教育研究会全国連合会」発足まで——

志津木 敬

はじめに

広島大学学長時代の森戸辰男と皇至道が会長として携わっていた中国・四国地区大学一般教育研究会は、現・中国・四国地区大学教育研究会の前身であり、地区ブロック単位における一般教育研究協議会である。

中国・四国地区大学一般教育研究会を含めた全国六ブロックの地区研究会を独立性をもった支部とする大学一般教育研究会は、一九五〇年九月一七日から一〇月二七日まで東京大学附属図書館において開催された第五回教育指導者講習会（FEEL: the Institute For Educational Leadership）の終盤、受講者の数回にわたって開催された協議に基づいて作成したといわれる「大学一般教育研究会設立趣意書」を契機にして結成された。

後述するように、「大学一般教育研究会設立趣意書」では、第五回 I F E E L 「一般教育部門」第一期の受講者を中心にして、地元の有力大学と相談しながら自主的な研究会を結成すること、問題によっては

政府当局に対して要望書を提出できることと共に、各地区において結成された自主的な研究会がさらに大同団結して全国的組織まで発展することも申し合わされている。

一九六三年四月一日に公布された国立学校設置法一部改正は、中央教育審議会と国立大学協会の主導で実現した。しかしいわゆる国立大学における教養部法制化の実現に際しては、「大学一般教育研究会設立趣意書」において申し合わされた要望書の提出も併用されており、しかも大学一般教育研究会における全国的組織化の一環として行われていた。事実、中国・四国地区大学一般教育研究会では、一九六一年度から一九六四年度にかけて一般教育研究会の組織拡大などに関する研究協議が継続的に行われており、会長名において要望書が文部省大学学術局大学課と大学基準協会などに対して提出されている。

森戸辰男と皇至道の関与が認められ、しかもいわゆる国立大学における教養部法制化の過程において試みられた全国的組織化に関しては、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関しては、教育史などでは考察はもとより、言及すら行われきたとは言い難かった。

教育史における研究方法論は、一般教育観を中心にした分析、考察、あるいは各大学において編纂された年史に基づいた分析、考察を主体とする。しかしそれに対して、いわゆる各地区大学一般教育研究会における運営の中核、あるいは参加者であった一般教育担当者は、必要に迫られての参加が多い。その関係もあり、一般教育観の構築までは往々にして至りにくい傾向があった。教育史における研究方法論と一般教育担当者の発想の間に存在する潜在的な指向性の相違からすると、大学一般教育研究会に関しては、教育史の研究対象として見做されにくい状況が続いていた。もともと、次に挙げる三つの要因も見逃せないものがあつた。

①大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化が結果的には不成立に終わったこと、②教養部長、一般教育主事、一般教育主任など、役職上からの参加が多かつた関係からそれぞれの地区において開催される研究協議会、あるいは研究会における参加者が二、三年周期で替わっていったために、いわゆる各地区大学一般教育研究会では、継続性の確保が容易ではなかつたこと、③①と②の結果、地区研究会において黎明期から刊行されてきた『記録集』『速記録』『議事録』などの各種刊行物の交換が行われる機会がなく、地区によっては各種刊行物の保管に対する組織的対応が採られず、さらにその後も収集の機会に恵まれなかつたために、それぞれの地区研究会において研究会史という意識が伴われにくいまま今日に至っていること、などである。

大学教育学会は、二〇〇四年二月八日、学会設立二五年を迎えた。大学教育学会の前身である一般教育学会は、国・公・私立大学、四年

制・短期大学を抱擁するわが国最初の一般教育研究に関する全国的組織として設立されたが、組織形態上、大学一般教育研究会を実質的な基盤として位置づけてきた。その意味では、大学教育学会二五年史編纂委員会編『あたらしい教養教育をめざして——大学教育学会二五年の歩み・未来への提言——』は、一般教育研究に関する全国的組織の成立経緯の研究という方法論を示唆する編著でもあつた。¹⁾

筆者は、一般教育研究に関する全国的組織の成立経緯の研究に際しての第一次史料として、二〇〇四年度末から二〇〇九年度にかけて地区研究会から黎明期に刊行された記録などの収集を行った。

現存する記録などからする限り、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化は、一九五〇年度から一九六四年度まで及んでおり、一九五〇年度から一九五九年度までの「大学一般教育研究会全国連合会」と一九六一年度から一九六四年度までの「全国集会」の双方に大別される。²⁾ 前者の事実上の主催者が大学基準協会であつたのに対して、後者の事実上の主催者は、国立大学協会であつた。そこからうかがえるように、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化の基調は連絡協議会であり、双方は、目的の相違から生じた相違である。

そこで、本論文では、最初に「大学一般教育研究会全国連合会」と「全国集会」の経緯を述べる。その上で、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関する考察、特に不成立に終わった理由に関する考察を試みるものとする。

一・大学一般教育研究会の設立・結成

(1) 「大学一般教育研究会設立趣意書」

大学一般教育研究会は、一九五〇年九月一七日から一〇月二七日まで東京大学附属図書館において開催された第五回教育指導者講習会「一般教育部門」第一期の終盤、受講者の数回にわたって開催された協議に基づいて作成されたといわれる「大学一般教育研究会設立趣意書」を契機にして設立・結成された。

しかし「大学一般教育研究会設立趣意書」は、二〇〇九年一月現在、その所在は不明であり、近畿地区大学一般教育研究会設立発起人会世話人でもあった滋賀大学・松原武夫が一九五二年度末に大学基準協会からの依頼に応じて執筆した「近畿地区大学一般教育研究会沿革史（その一）」において言及しているのみである。

それでも、「近畿地区大学一般教育研究会沿革史（その一）」は、事実上の「大学一般教育研究会設立趣意書」に等しい史料的价值をもっている。①大学基準協会所蔵資料『各地区一般教育研究会 昭和二五年―昭和三〇年』において収録されており、事実上、大学基準・大学設置基準の解釈と運用に関する史料であること、②一九五九年度の近畿地区大学一般教育研究会発足一〇年を契機にして企画され、一九六八年度に公刊された『近畿地区大学一般教育研究会報告集 大学一般教育の展望』において、字句の一部や仮名遣いなど修正を施した以外、松原武夫がほぼ原文のまま「近畿地区大学一般教育研究会沿革史Ⅰ 発会式まで」として掲載していること、③後述する中国・四

国地区大学一般教育研究会における結成経緯、及び『中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会議事録』における広島大学教授・古賀行義による「挨拶」では出典こそ記されていないものの、明らかに引用であると認められる箇所が存在すること、などである。

「近畿地区大学一般教育研究会沿革史（その一）」に関しては、以上のような諸事実が認められることから、本論文においても、事実上の「大学一般教育研究会設立趣意書」として引用する。³⁾

『一九五〇年九月一八日から一〇月二八日に互って、東京大学に於てI・F・E・Lが開催せされ、之に大学一般教育の部門も設けられた。この部門は更に、人文、社会、自然の三種類に分けられ、各種とも夫々、三〇名ないし五〇名の参加者が全国各地の大学から集った。

このI・F・E・L終講が近付いた頃から、この度のI・F・E・Lを機会に、全国各地に民主的で自主的な大学一般教育研究会を作ったらどうだろうかという案が温醸してきた。そしてその終講前に数回総会を開いて協議の結果このI・F・E・L出席者が各地の大学に帰ってからその地方の諸大学と協議して、各地区に大学一般教育研究会を作るために尽力しようと言うことになった。そして一応「大学一般教育研究会設立趣意書」ができたのであった。これによれば全国を九地区（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）に分ち、各地区に自主的な研究会を作りその地区研究会が自主的に聯合して全国的組織に迄発展せしめようという申し合せであった。その目的は民主社会に於てなくてはならない幅の広い良識と判断力をもつ豊かな人間を養成するために重要な意義と使命とを有する大

学一般教育を、その原理並びに実施について日本の実情に即して深く研究すると共に一般教育についての認識と輿論を喚起し、また問題によつては政府当局に要請して一般教育の充実を計ろうというのである。この趣旨に対しては大学基準協会も文部省も賛成して後援を惜しまないとの約束であつた」

「大学一般教育研究会設立趣意書」が作成される直前直後に該当する一九五〇年九月には、関東地区大学一般教育研究会が設立された。そのような関係もあり、各地区では、第五回 I F E L 「一般教育部門」第一期の受講者を中心とした地区研究会結成に向けての働きかけが行われるようになった。

一九五一年二月一七日には近畿地区大学一般教育研究会の発会式と第一回研究協議会が京都大学吉田分校において開催されたのを契機にして、一九五一年九月一六日には関東地区大学一般教育研究会が、一九五一年一月七日には東北・北海道地区大学一般教育研究会が、一九五二年六月六日には、現・九州地区大学一般教育研究会の前身である九州・四国・中国地区大学一般教育研究会が、一九五三年六月二〇日には東海地区大学一般教育研究会が、一九五三年一〇月一五日には中国・四国地区大学一般教育研究会が、それぞれ発会式、及び設立総会を挙行する。

全国六ブロックにおいて結成された大学一般教育研究会のうち、中国・四国地区大学一般教育研究会と東海地区大学一般教育研究会に関しては、前者が一九五二年一〇月の段階では所屬が未決であつた岡山地区、鳥取地区、島根地区を包摂する形で現・九州地区大学一般教育

研究会からの独立として結成され、後者が三重地区における近畿地区大学一般教育研究会からの移動の上で最終的な設立準備作業が行われた。

なお、「大学一般教育研究会設立趣意書」などでは、富山地区・石川地区・福井地区の三地区で構成される北陸地区においても大学一般教育研究会結成が予定されていたが、実際には参加予定地区間において連絡を取り合うのみに終わった。一九五三年一〇月の段階においても所屬が未決であつた新潟地区に関しては、最終的には関東地区大学一般教育研究会の参加地区になった。⁴⁾

(2) 地区研究会からの設立・結成

「大学一般教育研究会設立趣意書」が中央で作成されたのにもかかわらず、大学一般教育研究会は、地区研究会の結成、整備から着手された。

大学一般教育研究会における設立、結成経緯からは、各部門とも若手の現職教員を東京地区に集める形で開催された第五回 I F E L の特徴やほぼ同時期に行なわれた日本工業教育協会における地区研究会から全国的組織に至った設立・結成経緯との共通点がうかがい知れる。

一般教育は、学部・学科、大学の種別を超えた横断的、総合的な特質をもっており、専攻分野に即して組織される学会の規模を超えている。その意味では、一般教育研究協議会は、新制大学研究会という性質をもっている。

文部省は、一九四九年からアメリカ顧問団と大学基準協会専門委員

とのチームによって、北海道、東北、関東、中部（東海・北陸）、近畿、四国、中国、九州のブロック別に国・公・私立の教官を対象に地域別研究会を開催したが、その際、部門別研究会を含めて新制大学の性格理解に役立つ行事を実施してきた。⁵「大学一般教育研究会設立趣意書」が作成された一九五〇年度にしても、第二次米国教育使節団の報告書を中心とする新制度の理想と諸条件との調整苦闘の時期に相当する。⁶大学基準協会第一次、及び第二次一般教育研究委員会や地区研究会設立準備委員会にもうかがえるように、一般教育は、学芸大学・学芸学部などにおける教員養成とも関連性があった。大学一般教育研究会が地区研究会の結成・準備から着手されたことに関しては、新制大学の性格の理解が新制度の理想と諸条件の調整苦闘の上に実現されることに配慮した措置と思われる。

以下に挙げる三点は、そのあたりを裏づけさせる。

第一に、大学一般教育研究会は一九五三年度まで結果的には全国六ブロックにおいて結成されたが、「大学一般教育研究会設立趣意書」において構想されていたブロック編成は、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の九地区であった。

「大学一般教育研究会設立趣意書」において構想されていたブロック編成は、一九四六年の秋ごろ、当時の文部大臣であった田中耕太郎が個人の意見としてもっていたフランスのアドミニストレーションのやりかたに示唆を得たといわれる教育行政における八、ないし九つのブロック編成とも対応する。事実、後述する文部省主催「北陸地区一般教育研究集会」の際には、新潟地区の所属に関しても協議されて

いる。

教育行政区の特徴とその消滅経緯に関して、元文部次官、国際基督教大学副学長・日高第四郎は、次のように述べている。⁷

〔イ〕文部省は田中文部大臣の当時においては、全国を大まかに分ち、例えば、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州等九つぐらいの広領域に学区制を立ててそこに七つの旧帝国大学、その他のこれに類似の総合大学を中心の学府を定め先ずこれらを重点に充実拡大し、その他の高等専門学校等はこれら中心の総合大学の衛星的学校として密接な連絡を保ち極力教授の交換、学生の転学の便宜、施設の融通等をはかって、徐々に全体を完成する計画を建てかけたのである。率直に私見を述べるならば、最も適切賢明な方針であるとも信じている。

（ロ）しかし専ら右の如き教育行政区制の実現の為に、まず内務行政区制の改正と歩調を一つにすることが、必要であったであるが、客観情勢によって先ず内務省は解体され、従来の一般行政区の下に地方自治制が敷かれ、又警察組織にも大変革が実施され、昨年は地方教育委員会の創設をも見るに至ったのである。従って当初の大学計画は変更を余儀なくされたのである。』

教育行政区は、中央教育行政・大学区教育行政・県教育行政の三つから成立する教育行政機関の総体である文部省が中央教育行政機関を形成し、執行機関である大学区の大学区総長、および県の大学区視学官に文部省からの訓練が伝達される、フランスの教育行政制度に倣ったものである。⁸一九五二年七月三一日に行われた文部省設置法改正を

受けて一九五二年八月一日に設定された文部省令第一九号組織規程第一七条では、教育課程、編成その他の教育に関する基準の設定、助言と支援を与えることが明示されていたが、フランスの教育行政制度では、執行機関である大学の大学総長、および県の大学視学官が文部省から伝達される訓令には、行政 (administration) という表現が用いられず、Service (事務) という言葉で表現される場合もある。

一九五〇年一月二月には第二次米国教育使節団に対する回答として、文部省大学学術局大学課は、施設の充実、新制大学の教授陣容の充実の前提である優秀な教員を誘致するための待遇の改善と共に、新制大学における大学教育の特徴が徹底した単位制度の採用にあるとも述べている。

その直前ともいえる一九五〇年六月一三日に改訂された大学基準協会「大学基準」では、一般教養科目を四単位に揃えた上で、文系・理系共、三六単位に統一し、前年度の最低基準から最高基準に高められていた。一九五〇年一月二日に開催された三重大学農学部教授会では、「各大学での一般教養はまちまちであり文部省としても研究しているが二年はかけなければならない。大学の予科になつても学部になつても駄目」という文部省大学学術局大学課長・春山順之輔の話が紹介されている。⁹⁾一九四七年度に公刊した『日本における高等教育の再編成』において、文部省は、四カ年間にわたって一般教育を履修するモデルを奨励していた。一九五〇年度の課題でもあった新制度の理想と諸条件との調整に即してこれらを考えた場合、施設の充実、新制大学の教授陣容の充実の前提である優秀な教員を誘致するための待遇

の改善、新制大学における大学教育の特徴である徹底した単位制度の採用は、有機的に関連づけられる必要性があり、一般教育概念の交換と流通が前提になる。その一般教育概念の交換と流通に際しては、中央集権と地方分権、大学自治、大学間自治・関係諸団体など諸要素相互間の調整も伴われる。ちなみに、第五回 I F E L 「一般教育部門」の実質的な主催者であった大学基準協会は、全国六地区から構成されるアメリカにおける中等学校・高等教育機関の基準協会に溯られ、一九三六年から北中部地区大学学校協会が導入した大学の質的側面の評価をめざすアグレディテーション・モデルに関しては、州政府機関に民間である大学協会が参画している。¹⁰⁾

「大学一般教育研究会設立趣意書」において構想されていた九つの地区ブロック編成は、教育行政区との間に対応が認められ、その教育行政区はフランスの教育行政制度の特徴であった大学区とアドミニストレーションに構想を得ており、さらに序々に全体を完成する計画性を伴う性格を伴っていた。それは、第二次米国教育使節団勧告直後の課題でもあった新制度の理想と諸条件の調整とも軌を一にする。大学一般教育研究会が地区研究会の結成、整備から着手された理由としては、一般行政区の枠のなかであっても徐々に全体を完成させるための措置であったことが挙げられる。

第二に、大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関しては、各大学における一般教育研究委員会を横につなぐ全国的組織という記述も一方では存在する。後述する一九五一年一月五日から七日にかけて山形大学において開催された東北・北海道地区一般教育

研究集会では、講師であった法政大学・山口論助が行った講演「わが国における一般教育研究の系譜」の講演要旨の記録には、地域版一般教育研究委員会とある。¹¹⁾

各大学における一般教育研究委員会の概要に関しては、一九五一年九月一日に大学基準協会が公刊した大学基準協会資料第十號『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告書——』第六章「新制大學の管理運営と一般教育の運営」において述べられている。¹²⁾

「新制大學の管理運営と一般教育の運営」は、(1) 学問の府たるの使命、(2) 一般教育の府たるの使命、(3) 専門教育の府たるの使命からなる新制大學の三つの使命を総合的に果たそうとすることとその困難さを改めて提示した上で、具体的には学科目の編成、大学カリキュラムの構成、授業方法の改善、学生指導等の問題を組織的に管理し、運営するところの組織及び管理の問題の重要性と研究の必要性を示唆したものであった。第六章は、以下に挙げる一〇節から成立している。

(一) 大學の運営及び管理の重要性、(二) 管理組織の一般的な型と大學管理、(三) 外部管理組織と内部管理組織、(四) ライン・ファンクションとスタッフ・ファンクション、(五) 一般教育の管理組織、(六) 一般教育研究委員会、(七) 部門委員会、(八) 一般教育の運営と其の諸型、(九) 一般教育擔當教授に関する諸問題、(一〇) 一般教育の財政問題、である。

このうち、(八)の一般教育の運営と其の諸型に関しては、(1) 一般教育が第一学年目及び第二学年目において集中的になされる場合——いわゆる「教養部」の形態をとる場合、(2) 一般教育と専門教育と

が四カ年又は三カ年を通じて併行的になされる場合が、(九)の一般教育擔當教授に関する諸問題に関しては、(1) 一般教育擔當教授の所属問題、(イ) 教養部に所属して獨立の教授會をもつ場合、(ロ) 各學部に分屬して各學部教授會の構成員である場合、(2) 待遇問題、(3) 一般教育擔當教授の養成及び再教育問題、がさらに取り上げられている。

(三)の外部管理組織と内部管理組織は、外部管理組織が国、地方自治体、学校法人の機関とされており、このうちの外部管理組織に関しては、(四)の總長（又は學長）↓学部長↓教授の垂直的なライン・ファンクションの機関としての委員会組織をもつ必要性につながっており、ライン・ファンクションはさらに、諸委員会から構成されるスタッフ・ファンクションが構成されてこそ充分ならしめることとされた。

スタッフ・ファンクションに属する諸委員会は、単なる連絡協議会の如きものに止まるのではなく、學科目及びその内容の問題、カリキュラムの問題、専門教育と一般教育との有機的關連の問題、學生生活指導の問題等にかかわる研究が取り上げられていた。(六)の一般教育研究委員会と(七)の部門委員会は、スタッフ・ファンクションに属する諸委員会に該当する項目であると同時にその特質が最も現れている項目であるが、前者は大学基準協会第一次一般教育研究委員会における研究活動を支えた立教大学、日本大学などにおいて組織された一般教育研究委員会の尽力が、後者は関東地区大学一般教育研究会において予定されていた年三回の部門各分科会が、それぞれ該当す

る。実績と継続性が見受けられる。各大学における一般教育研究委員会は、ライン・ファンクションとスタッフ・ファンクションの調和と達成という課題を抱えていたわけでもある。

この時期、マグレールは、一般教育概念の交換方法として同じ地方の大学の授業参観を奨励していたが、同じ地方の大学が似通った状況にあったことによる。大学一般教育研究会が地区研究会から結成された背景としてはさらに、各大学における一般教育研究会と地区研究会、双方には、同じ地区において似通った状況の整備という共通した課題があったことをうかがわせている。

第三に、一九五一年一〇月一日の次官裁定以降、文部省大学学術局大学課は、自ら「大学一般教育研究会」を主催し、大学一般教育研究会の結成を支援、援助するようになった。

文部省大学学術局大学課が主催する「大学一般教育研究会」は、以降、一九五三年度にかけて開催され、一九五一年度以降に結成された地区研究会に関してはその開催を契機にした結成でもあった。初年度である一九五一年度の文部省主催「大学一般教育研究会」に関しては、マグレールも講師陣に加わって開催された。日時、会場、参加地区、出席者は、以下の通りである。¹⁾

① 関東地区一般教育研究会

開催日 一九五一年一〇月一八日～二〇日 会場 お茶の水女子大学
 参加地区 関東地区、及び静岡、長野、山梨の各地区
 出席者 一二六名、九五校

② 東北・北海道地区一般教育研究会

開催日 一九五一年一月五日～七日、会場 山形大学
 参加地区 北海道、東北地区、及び新潟、富山の各地区
 出席者 七五名、二二校
 ③ 九州・四国・中国地区一般教育研究会
 開催日 一九五一年二月六日～八日、会場 大分大学
 参加地区 九州・四国地区、及び広島、山口の各地区
 出席者 八六名、三四校

④ 近畿・中国・北陸・東海地区一般教育研究会

開催日 一九五一年二月一～三日、会場 大阪学芸大学
 参加地区 近畿地区、及び岡山、鳥取、島根、福井、石川、岐阜、愛知の各地区
 出席者 一一五名、六四校
 文部省主催「大学一般教育研究会」は、占領下ということもあり、一九四八年度から一九四九年度にかけて開催されたIFEL「大学行政官等講習会」における地区ブロックを基本にして開催された。文部省主催「大学一般教育研究会」は、新制大学の完成年度である翌一九五二年度には、一〇月一六日から一八日にかけて岡山大学において中国地区一般教育研究会が、十一月一四日から一六日にかけて名古屋大学において東海地区一般教育研究会が、翌年度の一九五三年度には一〇月一八日から二〇日にかけて富山大学において北陸地区一般教育研究会が、それぞれ開催されている。

これによって、大学一般教育研究会はほぼ全国を網羅する体制と

なったわけであるが、文部省大学学術局大学課が地区研究会結成の支援、援助を行ったことは、地区研究会の結成が「大学一般教育研究会設立趣意書」の通りには必ずしも運ばなかったことにも等しいものがあった。¹⁵ その意味では、①全国的組織化の中核である関東地区大学一般教育研究会の結成経緯が東京大学教養学部不参加と一九五一年七月二八日の日本私立大学連盟発会式へと至った一九五〇年暮れから発生した日本私立大学協会における分裂騒動などによって、設立から発会式まで一年余りの歳月を費やしたこと、②一九五〇年度 I F E L 「一般教育部門」第一期の受講者が中心になった地区研究会結成の動向が旧制師範学校の参加者を中心とした動向でもあったために、有力大学の多くがネガティブな目で彼らの動向をみていたこと、などの出来事はそれに該当する。¹⁶ 特に、①に関しては、日本私立大学協会における分裂騒動の結果、日本私立大学連盟と日本私立大学協会の間では、感情的な対立が残されることになった。

文部省大学学術局大学課における地区研究会結成の支援、援助への関与は、後述する東北・北海道地区大学一般教育研究会のような、文部省共催として毎年一回の研究集会を開催するような地区研究会の存在もあり得ることを意味していた。

しかし地区研究会のなかには、唯一、近畿地区大学一般教育研究会のように、一九五〇年度中に結成された地区研究会も存在する。近畿地区大学一般教育研究会の結成経緯は、京都大学の全面的な協力を得たものであり、設立準備委員会関係者を中心にして天下り式ではなく、関係者の総意により全国に先駆けて作られたという自負があった。そ

れは必然的に、近畿地区大学一般教育研究会と他地区大学一般教育研究会との間に結成経緯の相違という問題を生じさせることになった。

近畿地区大学一般教育研究会第6回研究協議会は、一九五二年一月二九日に神戸大学御影学舎において開催されたが、常任委員であった京都大学・木村作治郎が総会において行った発言の要旨が記録されている。¹⁸

〔Ⅱ〕他地区の研究協議について京大木村教授より下記の報告あり。他地区の協議会と近畿地区の夫との間には大きな差あり。他地区のは文部省の要求による。他地区のは近畿地区に倣えるなり。他地区に於ける会合の実情報告。殊に東京地区会合に出席せる経験の報告』

大学一般教育研究会が地区研究会から結成・整備が行われた経緯は、文部省大学学術局大学課による地区研究会結成への支援、援助を伴った経緯となり、結果的には近畿地区大学一般教育研究会と他地区大学一般教育研究会との間に生じた結成経緯の相違を、東北・北海道大学一般教育研究会と他地区大学一般教育研究会との間に運営方法の相違を、それぞれ生じさせた。

近畿地区大学一般教育研究会が開催する研究協議会は、教授法やコース・プラン、原理を中心とし、その組織化と共に中央の関係者にも高い評価を得ていた。近畿地区大学一般教育研究会第2回研究協議会は、一九五一年五月一九日に大阪大学医学部において開催されたが、総会講演の演題の一つであった大阪大学・中村幸四郎「数学」に関して、玉虫文一は、教育技術的研究の必要なることを無視するものではないがさらに根本的に数学そのものの性質を考察することから始め

る重要性が指摘されたという紹介を行なっている。¹⁹⁾

一般教育研究に関する全国的組織の主な目的は、一般教育概念の交換と流通に求められる。木村作治郎が述べた東京地区集会に出席せる経験とは、後述する第2回関東地区大学一般教育研究会総会である。

一九六一年度から一九六四年度にかけての「全国集会」、あるいは一九七〇年代半ば以降の一般教育学会設立経緯まで及んだ一般教育研究に関する全国的組織の成立経緯を視野に入れた場合、近畿地区大学一般教育研究会と他地区大学一般教育研究会の間に生じた結成経緯の相違は、影響を及ぼすことになった。

二、「大学一般教育研究会全国連合会」

(1) 大学基準協会の立場

「大学一般教育研究会全国連合会」は、一九五四年一月二日に中央大学において開催された第4回関東地区大学一般教育研究会総会第二日目に発会式が挙行された。

一般教育研究に関する全国的組織の実現に向けた最初の試みでもあった「大学一般教育研究会全国連合会」の実質的な主催者は、大学基準協会であった。学術研究的な側面を持つ以上、一般教育研究に関する全国的組織化に関しては、国・公・私立大学、四年制・短期大学を抱摂する視点が伴われる。大学基準協会が実質的な主催者になった理由としては、大学基準協会「大学基準」に依拠していた大学設置基準の省令化以前の大学行政もさることながら、国・公・私立大学、四

年制・短期大学を抱摂する大学基準協会の組織形態が挙げられる。そこからは、次の二点が指摘できる。

第一に、大学基準協会は、一九四七年七月八日に設立総会が挙行された。大学基準協会の設立総会は、一九四六年一〇月二十九日に発足し、後に「共通協議会」と呼ばれるようになった「大学設立基準に関する協議会」、一九四七年一月七日に行われた「大学設立基準設定協議会」への改称、一九四七年五月二日から一三日にかけて日本大学経済学部講堂において開催された第1回大学設立基準設定連合協議会を経た上での挙行でもあった。

CIEの指導によって文部省から相対的な自律を確保し、自主的な運営への切り替えが行われたのは、一九四七年三月二五日であったが、「大学設立基準設定協議会」から「大学設立基準設定連合協議会」への移行、及び「大学設立基準設定連合協議会」の開催に向けた準備作業の課題は、協議会の全国化でもあった。²⁰⁾ その意味では、大学基準協会の設立経緯の特徴である文部省からの相対的な自律の確保、自主的な運営への切り替えは、協議会の全国化という観点を伴っていたわけでもある。

次に挙げる事実もそれを裏づけさせる。①「大学設立基準認定協議会」が定められた段階では、東京を除く全国を、東北、中部、北海道、近畿、中国、九州の六つの地域ブロックに分けた上で、東北帝国大学、名古屋帝国大学、北海道帝国大学、京都帝国大学、広島文理科大学、九州帝国大学をそれぞれの地域の連絡大学とし、東京の協議会との連絡を密にすることが既に決定されていたこと、②後述する一九五三年

七月一七日に開催される一般教育研究委員会に先立って七月三日に北海道大学、名古屋大学、京都大学、広島大学、九州大学、各大学の学長に対して発信された「一般教育研究委員会開催通知」においても、第二次一般教育研究委員会における研究方法として全国を五地区乃至六地区に分けるといふ表現が用いられていること、である。²¹⁾

後者に関しては、大学基準協会会員相互審査は三カ年度目に入っていたが、その際には、コース・プランが重要視されていた。それは、研究及び教育自体の一応の指標であったことが挙げられる。コース・プランは、黎明期における地区研究会においても最重なる研究協議事項の一つであった。いわば、コース・プランは、一般教育に関する啓蒙と実施の双方を兼ね備えていたわけでもある。「大学設立基準設定連合協議会」からの課題でもあったアレクセイ・システムの構築には、必然的により広範な全国的組織が伴われる。

第二に、卓上の域を脱するということから、大学基準協会第一次一般教育研究委員会では、コース・プランが重点的な課題とされ、実際にそれに即した推移をたどっていた。

大学基準協会第一次一般教育研究委員会では、一九四八年度に下部組織として関東・関西両地区に三部門研究委員会が設置された。関東と関西両地区三部門研究委員会は、一般教育の目的、方法、コース・プランを共同研究する組織として、人文、社会、自然の三部門にわたって設置されたが、両地区併せて、総数一一〇名余り、各種の大学、高等専門学校数一〇校の多勢に及ぶ研究委員会となった。

一般教育研究委員会両地区三部門各委員会は、一般教育研究委員会

社会科学部門東京地区委員会、関西地区委員会が一九四八年四月二七日に、一般教育研究委員会人文科学部門委員会東京地区委員会、関西地区委員会と一般教育研究委員会自然科学東京地区委員会、関西地区委員会が一九四八年七月二〇日に、それぞれ設置されている。最初の設立である関西地区社会科学部門研究会に関しては、CIE側の指導者であったラッセル・クーパーから示唆を得た上での設置でもあったが、他の部門研究委員会が逐次開設されたと同時に、全国各地との連絡が拓かれた部門委員会でもあった。²²⁾

翌一九四九年度には七月、慶応大学と京都大学においてそれぞれ二期にわたって第三回教育長講習会（I F E L : the Institute For Educational Leadership）「一般教育部門」が開催された。²³⁾ 大学基準協会第一次一般教育研究委員会にとっても大きな行事の際にも、全国各地から参加した四五〇名によって関東・関西両地区一般教育研究協議会が結成されている。翌一九五〇年度に開催された第五回、及び第六回 I F E L 「一般教育部門」開講に尽力したのは、マグレールであった。

大学基準協会第一次一般教育研究委員会は、CIE関係者が交わしつづいた General Cultural Education と旧制高等学校における高等普通教育との相違から始まった。一連の経緯は、一般教育概念の流通の拡大でもあり、ひいては大学基準協会には、一般教育研究協議会、及び全国的組織化に関する実績が蓄えられていたことを示唆している。その意味では、「大学一般教育研究会設立趣意書」にあった受講者による自発的な意志による大学一般教育研究会の設立・結成は、文部省側

の構想であった大学区制と大学基準協会側の大学設立基準認定連合協議会の際の趣旨であった全国化、さらにはCIE側の意思である一府県一大学の原則とも結びつけられたとも言い得る。

(2) 大学基準協会第二次一般教育研究委員会

大学一般教育研究会において試みられた全国的組織化に関しては、第六回IFEL「一般教育部門」第四期が終了する一九五一年三月末ごろには、受講者の間からも各大学にての一般教育研究會を横に連絡する全国的組織を有つことが望ましいという希望意見まで出されるようになっていた。²⁴⁾

しかし大学基準協会が「大学一般教育研究会全国連合会」の結成を本格化させたのは、一九五二年度以降であった。一九五二年一月二九日に開催された大学基準協会第六二回評議員会における大学基準協会第二次一般教育研究委員会の設置に関する議決以降である。

大学基準協会第二次一般教育研究委員会は、一般教育の趣旨徹底に基づいて、主として「一般教育の管理上の問題」と「一般教育と専門教育の関連融合の問題」を研究課題とする委員会であった。

大学基準協会第二次一般教育研究委員会における最大の事業は、学長、学部長を中心とする大学管理者を対象として開催された大学基準協会「一般教育研究会議」であった。大学基準協会「一般教育研究会議」は、文部省主催「一般教育研究集会」やこれとは別に各地区所在の大学によって自主的に結成された「一般教育研究協議会」が教授法その他の実施面に関して傾いていたのに反して行政面から一般教育の

ありかたを研究し、新制大学の教育に活を入れるといった趣旨の下に、一九五三年一〇月から一九五四年九月にかけて全国六地区、計七会場において開催された。²⁵⁾

① 中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五三年一〇月一四日 会場 広島大学

② 中部地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五三年一月二七日 会場 名古屋大学

③ 阪神・紀和地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五三年二月八日 会場 大阪大学

④ 京都地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五三年二月一日 会場 京都大学

⑤ 関東地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五四年五月四日 会場 明治大学大学院

⑥ 東北・北海道地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五四年九月一八日 会場 東北大学

⑦ 九州地区大学基準協会一般教育研究会議 一九五四年九月一八日 会場 九州大学

なお、このうち、一九五四年五月四日に開催された明治大学大学院における関東地区一般教育研究会議は、大学基準協会会員校を対象にして開催されている。

大学基準協会第二次一般教育研究委員会委員長、幹事、委員の依頼は、一九五三年一月一六日から行われ、一九五三年三月吉日までに決定された。その構成は以下の通りである。²⁶⁾

委員長・佐々木吉郎（明治大学）

委員・菊地勇夫（九州大学）、島善郎（東北大学）、森戸辰男（広島大学）、小倉勉（山形大学）、吉村正（早稲田大学）、玉虫文一（東京大学）、木下一雄（東京学芸大学）、高柳眞三（東北大学）、勝沼精藏（名古屋大学）、服部峻治郎（京都大学）、今田恵（関西学院大学）、奥井復太郎（慶応義塾大学）、細入藤太郎（立教大学）、幹事・五十嵐喬（中央大学）

委員長には佐々木吉郎が、幹事には五十嵐喬が、それぞれ選出されたが、大学基準協会所蔵資料からする限り、一九五三年一月一六日に佐々木吉郎と五十嵐喬に出された依頼状には、「各地区の一般教育委員会との連絡の必要もあり新しい構想のもとに再発足することが望ましい」とあるだけで、佐々木吉郎が『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告書——』第六章「新制大学の管理運営と一般教育の運営」の執筆者でもあったことや五十嵐喬が関東地区大学一般教育研究会委員長であったこととの直接の関連性はうかがい知ることにはできない。

しかし、一九五三年一月三一日に再度、出された服部竣治郎に対する依頼状に関しては、「貴地区に設置せられております一般教育研究会の関連も御座います」と書かれている。²⁸

服部竣治郎は当時、京都大学総長であった関係から、近畿地区大学一般教育研究会会長でもあった。そこからは、大学基準協会第二次一般教育研究委員会の人選が大学基準協会第六二回評議会において議決されていた新たな構想である地区研究会との連絡にほぼ即したもので

あり、ひいてはその全国的組織化に際しても主導権を發揮しようとしていたことをうかがわせている。

大学基準協会「一般教育研究会議」の開催日時が地区によっては地区研究会の開催に前後していたこともその一例である。中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議は、中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会の前日に、東北・北海道地区大学基準協会一般教育研究会議は、第四回東北・北海道地区大学一般教育研究会の翌日に、それぞれ開催されている。関東地区大学基準協会一般教育研究会議に関しては、同日の午後、明治大学大学院において関東地区大学一般教育研究会臨時委員会が開催されており、その臨時役員会では「大学一般教育研究会全国連合会」に関する打ち合わせが行なわれていた。²⁹

地区研究会との連絡の必要性を重視した大学基準協会第二次一般教育研究委員会の構想は、一九五一年一月五日に関西地区一般教育研究協議会委員の京都大学・佐藤幸治が大学基準協会事務局長、東京工業大学・佐々木重雄に宛てた所見のなかの指摘にある一般教育研究委員会の継続、改組の必要性に溯られ、その後の経緯を通じて明確化してきた構想であった。

佐藤幸治による所見は、一月二三日から一五日まで京都大学においてGHQ・CIEの臨時措置によって文部省が主催した「一般教育研究集会」実施の経緯に関する所見が計8項目に、将来に関する意見の要約と題した附が4項目に、それぞれまとめられていた。³⁰

大学一般教育研究会に関しては、そのうちの7項目目に、目下近畿

地区においても第五回 I F E L 参加者等により一般教育研究會の結成を見ようとしているが、なお研究不充分の點もあり當分大学基準協會と並行してその健全なる發展を圖ることが至當と考えられるとした上で、附の3では、一般教育担当教官（これもなるべく毎年別の人とすること）のみでなく、専門学科擔當教官、学部長等も参加させることが、4に一般教育研究會の成立後も相當期間、大学基準協會一般教育研究委員會の繼續を必要とすれば、その改組についても考慮することが、それぞれ指摘されている。

一般教育研究委員會改組問題に関しては、翌一九五二年六月一五日、大学基準協會一般教育研究委員會委員長、慶応大学・橋本孝から「一般教育研究委員會改組強化について」と題して、委員会委員に対して八月吉日までに意見の提出が依頼された³⁴⁾。

「一般教育研究委員會改組強化について」の依頼を通じて提出された意見のなかには、慶応大学・奥井復太郎、東京大学・玉虫文一、立教大学・細入藤太郎の各委員から寄せられた『大学に於ける一般教育』などのハンドブックに対する問い合わせがあった場合の主体を確立する必要性があるという意見もあった。しかし「一般教育研究委員會改組強化について」に基づいて作成された「一般教育研究委員會改組強化についての意見」と題する要約書には、奥井復太郎、玉虫文一、細入藤太郎の各委員から寄せられた意見ではなく、大学基準協會側において改組案と書き込まれていた神戸女学院大学・和島芳男と大阪学芸大学・西脇英逸から提出された中心とした意見の要約が挙げられている³⁵⁾。「一般教育研究委員會改組強化についての意見」は、以下の通り

であった。

『A. 和島芳男氏（神戸女学院大）の関西地区（人文）

一. 有力な助言（或いは一歩進めて指導）を与え得るほど強力な機関を設置すること。

B. 西脇英逸氏（大阪学芸大）の関西地区（人文）

一. 全国各地の各大学の行政担当者（学長、学部長、主事等）とその課程担当者とから成る研究団体を統合した全国的協議会組織を作ること。

二. 「大学教育研究協議会」の中に研究機関を併置すること。

（尚、近畿地区大学は、「各大学の行政担当者」と一般教育課程担当者とから成る組織を持つて研究を進めっていると西脇氏は報告している）

C. 金沢壽吉氏（慶大）の東京地区（自然）

一. 研究会は独立した研究機関である事を文部省を始めとして一般社会にまで認識せしめること。

二. 研究会の出席の為の旅費は各大学の負担が望ましい。

D. 倉石五郎氏（成蹊大）の東京地区（人文）

一. 研究会会期は短期間の事。

（イ）研究会を展開して教授各個人を啓蒙すること。

（ロ）実施上困難な点を更に研究すること。

二. 外国語がから外された為に外国語の部門が全く放置されている。外国語問題の処理方法を委員会等で検討し、

別個の委員会組織の可否を研究すること。

E. 山口論助氏（法大）³² 関東地区（人文）

一、大学基準協会後援の下に各地区の研究会の夫々の共通の報告と研究業績の公表が出来る機関誌が望ましい。

二、協会「会報」に各地区研究会の報告や研究成果を掲載されることを望ましい。

このうち、Cの慶応大学・金沢壽吉から提出された意見は、「これ（注・大学一般教育研究会）の育成に就きましては新制大学の進展に比例して注意していただきたいと存じます」と述べられていた。金沢壽吉は、IFEL「一般教育部門」自然科学部門主任講師を務め、終了後は、関東地区大学一般教育研究会副委員長に選出されていた。しかし大学基準協会に提出された意見は、その直前に開催された第2回東北・北海道地区大学一般教育研究会における総会講師としての所感が占められていた。³³

第2回東北・北海道地区大学一般教育研究会は、一九五二年六月二〇日から二一日にかけて山形大学において開催され、六月二〇日の午前中には、（一）会員と会費について、（二）次期当番大学と委員の選出について、（三）研究会の運営方法と事業の実施について、金沢壽吉による講演「各地方における一般教育研究会の現状について紹介説明」が行われている。このうち、（一）の会員と会費については、福島大学の出席者から「今回の会議も文部省も主催者であるのか」という質問が出され、（三）の研究会の運営方法と事業の実施については、福島大学から「旅費支弁の關係上、将来は東北と北海道は分離

して欲しい」、福島医科大学から「『参与金』を『負担金』と云う名目に改めてもらいたい」、秋田大学から「会則どおりに運営してもらいたい」などの意見が出されていた。³⁴

東北・北海道地区大学一般教育研究会は、一九五一年一月五日から七日にかけて山形大学において開催された文部省主催「東北・北海道地区一般教育研究会」の最終日に新潟地区と富山地区を除いて発会式が挙行された。文部省主催「東北・北海道地区一般教育研究会」の開催は会場校である山形大学主導で執り行われ、東北・北海道地区大学一般教育研究会における文部省共催の採用もその際に決定されている。東北・北海道地区大学一般教育研究会の選出は、東北・北海道地区大学一般教育研究会の成立をみた際の選出であった。

東北・北海道地区大学一般教育研究会の結成経緯と文部省共催を採用した理由について、山形大学側では、この研究会は昭和二十六年に本学が文部省・大学基準協会の協力によって結成したと述べており、その理由として本省幹旋の關係から講師費用が安くてすむこともあった。³⁵

東北・北海道地区大学一般教育研究会における文部省主催「一般教育研究会」との共催にて運営する方式は、任意の個人会員制の採用と会場校の持ち回りで運営される研究会にはかならない。結成当初の東北・北海道地区大学一般教育研究会に関しては、IFELとも呼ばれていた。東北・北海道地区大学一般教育研究会の性格は、大学区制の下に七つの旧帝国大学、その他のこれに類似の総合大学を中心の学府を定め、大学単位の会員制を基調とし、徐々に高めてゆく大学一

般教育研究会の性格とはいささか異なっている。

国立大学学長会議や国立大学協会、後年の民主教育協会の地方支部においては、東北地区と北海道地区は、それぞれ独立したブロックとして位置づけられており、両地区における中核大学は、東北大学と北海道大学である。東北・北海道地区大学一般教育研究会の結成経緯に拘わった山形大学にしても、大学基準協会会員校ではなく、大学基準協会予備会員校であった。前述した第2回東北・北海道地区大学一般教育研究会総会において金沢壽吉が行なった講演「各地方に於ける一般教育研究会の現状について紹介説明」では、現在、基準協会は大学院設置に関する方面を中心に活動しており、一般教育に関しては、各地方に設立された研究会が自主的に研究・討議しているとも述べられていた。大学基準協会一般教育研究委員会改組問題が最終的には地区研究会との連絡の必要性の構想が支持され、前述した大学基準協会第六二回評議会の議決が「各地区の一般教育研究会との連絡の必要もあり新しい構想のもとに再発足することが望ましい」³⁶⁾になったのは、その後の東北・北海道地区大学一般教育研究会の結成経緯などによって、地区研究会における自主的な研究・討議任せでは一般教育振興が容易ではなかったことをうかがわせている。さしずめ、以下の四点は、それを裏づけさせる。

第一に、前述した『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告書——』には、前述した一般教育の管理運営のほかに、ガイドンズが設けられている。これらはいずれも、一九四九年度に公刊された第一次報告書と一九五〇年度に公刊された中間報告書には設けられな

かった項目でもある。

「大学一般教育研究会設立趣意書」が作成された一九五〇年度には、国立大学厚生補導協議会の積極的な活動と文部省学生生活課当局との協力によって、昭和二六年度から補導厚生に若干の予算的措置が期待できるようになっていた。³⁷⁾

前述した文部省主催「東北・北海道地区大学一般教育研究集会」における社会科学分科会では、コース・プラン問題を取り上げる前に先立つ前提として、a、教官の身分の問題、b、学内一時間、学外二時間計三時間制実施の問題、c、教官の負担の問題が取り上げられ、福島大学補導課長・佐藤六郎から生徒の指導教授に熱心に努める者は研究時間が不十分になるをまぬがれないという意見が表明された。これに対して、社会科学分科会講師であった杉山逸男は、次のような回答を行なっている。³⁸⁾

『一般教育の理念を充分に実現する為には、この問題を解決しなければならぬ。此の問題は、既に大学設置審議会でも取り上げられ、基本的に考慮することになつており、教授時間に相当時間を費やす者でも研究業績と同じく考えられなければならないという基本線は出来ている。問題は如何なる点で、その業績を判断するかである。一つの考えとしては一般教育研究集会における研究発表も一般学会における研究発表と同一に扱うという案もある。補導部長の経歴もその一つの場合と護做すこともあり得るわけである』

大学基準協会「大学基準」において学生指導上の規定が設けられたのは、その直前に行なわれた一九五一年六月二一日の改訂であった。

これに関しては、後年、ガイダンスの事項がこのころまで放置されていたのは不思議に感じられるが、あるいは一時期激しかった学生運動に刺激を与えないためであったのかも知れないとも述べられている。³⁹

その意味では、杉山逸男の回答は、大学基準協会「大学基準」において学生指導上の規定が設けられたことを受けた回答であったといえる。ちなみに、『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告書——』において、杉山逸男は、第七章「新制大学とカリキュラム」と第八章「新制大学とガイダンス」を分担執筆している。

一九五二年度は、一九五〇年度のレッドパージ反対闘争から一九五二年度の「血のメーデー」事件にかけての年度であり、全日本学生自治会総連合と各大学の管理者や学生部などとの間に緊張関係が高まった時期でもあった。文部省は、翌一九五二年度には、文部省大文学術局学生課を中心にした研究成果に基づいて『学生運動白書』⁴⁰、いわゆる教育の問題としての学生運動を問うている。

東北地区と北海道地区の中心である東北大学と北海道大学は、文部省との関係は必ずしも良好ではなかった。京都大学と連合して文部省に対抗しようといった旧制諸学校併合問題の際の態度にもうかがえるように、東北大学の文部省に対する姿勢はともすれば反抗的な態度が見受けられた。大学行政の地方分権には積極的であったものの、北海道大学にしても、戦前と同じような中央集権的な大学行政の展開に関しては強く懸念していた。イールズが一九四九年度から一九五〇年度にかけて行った全国大学への講演旅行の際にも、東北大学と北海道大学では、イールズ講演阻止闘争が繰り広げられている。

改めていうまでもなく、学生補導は、大学管理法案の一環であり、結果的には大学の地方委譲とも関連する。東北・北海道地区大学一般教育研究会の結成準備が文部省と山形大学の間で進められ、かつ文部省主催「大学一般教育研究会」との共催の採用を決定した理由としては、大学管理と一般教育の関連性から東北大学を中心とした東北地区大学一般教育研究会の結成と北海道大学を中心とした北海道地区大学一般教育研究会の結成が困難化したことが挙げられる。

第二に、一九五二年度には、九月二日から二二日にかけて中央大学において開催された第2回関東地区大学一般教育研究会総会初日に近畿地区大学一般教育研究会から木村作治郎、東北・北海道地区大学一般教育研究会から北海道大学・市川純彦を招いて研究交流が実施されていた。しかし第2回関東地区大学一般教育研究会総会終了直後から間もない一九五二年一月には、杉山逸男は、一〇月中旬に岡山大学を中心とした中国地区研究会、一月中旬に名古屋大学を中心とした東海地区研究会が文部省主催で開催されるが、やがて両地区とも自主的運営が始り、それらがやがて全国的組織をもつことも遠い日ではなからうと指摘している。⁴⁰

杉山逸男はこの時期、山口論助と共に、文部省主催「東北・北海道地区一般教育研究会」「中国地区一般教育研究会」「東海地区一般教育研究会」において講師を務めていた。その意味では、前述した指摘は、東北地区と北海道地区に結成が予定されていた大学一般教育研究会が東北・北海道地区大学一般教育研究会となり、しかも文部省共催が一方的に採用されたために、中国・四国地区と東海地区に結成

される大学一般教育研究会にも文部省共催が採用される可能性が高くなったこと、大学基準協会が全国的組織を主催するのの際には、第二次一般教育研究会の構想として支持が高かった地区研究会との連絡には方法論が伴われること、などに関する指摘とも言い得る。ちなみに、第2回関東地区大学一般教育研究会総会では、研究協議会開催の際に主催学校の学長や学部長に挨拶を行わせ、それらを契機にして一般教育に自然と関心を持たざるを得なくなるように持つて行くことなどの諸方策を通じて一般教育に携わっているものとそれ以外に一般教育に携わらない者でも、学長や学部長を引き入れることに相当努力してきた近畿地区大学一般教育研究会における研究協議会の運営方法の一端が木村作治郎によって披露されていた。⁴¹⁾

第三に、大学基準協会と東海地区の中核大学である名古屋大学は、良好な関係にあるとは言い難い状況にあった。一九五一年度の教養部規定が大学基準違反の指摘を受けた後も学生便覧の「教養学科要綱」に関しては、大学基準どおりの規定としながらも、別冊子の『名古屋大学教養部学科要綱』では、前年度通りとする、いわゆる二重規定問題を抱えていた。

近畿地区大学一般教育研究会第7回研究協議会は、その直後でもあ一九五三年六月六日から七日にかけて三重大学その他において開催されたが、名古屋大学教養部を中心とする東海地区関係者二〇名がオプザーバー参加の上での開催でもあり、開会に際しても、東北・北海道地区大学一般教育研究会からの祝電が披露されていた。⁴²⁾ 最終日の総会では、「東海地区研究会の様子」と題して、名古屋大学教養部長・

戸荻近太郎からのあいさつが行われた。しかし以下に挙げるあいさつは、東北・北海道地区大学一般教育研究会結成を契機にして、文部省大学術局大学課が大学一般教育研究会の全国的組織に関しても主催する意志があったこと、文部省主催「東海地区一般教育研究会」が全国的規模の研究集会として開催され、かつ外国語教官の担当時間数と定員数も研究協議に付されていたのにもかかわらず、東海地区大学一般教育研究会の中心である名古屋大学が充分な情勢の把握なしに結成準備作業を行っていたことをうかがわせている。⁴³⁾

『名大、教養学部』

東海地区の一般教育研究会は未だ作って居ませんがその者が一〇数名来てオプザーバーとして出席させていた、き大変勉強になりました。私共が期しくして伺いましたのは私達の所で6月に第一回研究会を開かうとしていますので、どうして会を運営すべきか、どんな事が問題になるかを知るのが大変よいと思っただけです。お礼申し上げます。

私共に昨年暮文部省から一般教育研究会を開くようにと云われました。そして昨年末どうやら型を作りました。近畿地区のように歴史を持つておられる所もありますし、私共も本年は是非会を作らうと云うことになりました。

北海道東北地区、北陸地区も未だ作っていません。東海、北陸、東北も作れば全部出来るわけで今秋には全国を一つにしたものを開く様にも出来ます。東京で開かれましょうが……。

そのためにも東海地区では是非やつていた、きたいと云われましたの

は何分3月は忙しくこの20日に暫く作るようになったわけです。この20日には設立總會を開き、人文、社会、外国語の4系列についても開こうと思つています』

第四に、大学基準協会設立時期に文部大臣であった森戸辰男は、新制広島大学開学と共に初代学長に就任していた。中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会において明治大学経営学部長・佐々木吉郎が大学基準協会一般教育研究委員会委員長として行った講演『我が國に於ける一般教育の変遷』に関する記録では、大学基準協会の設立経緯に関しては、終戦後森戸学長が文部大臣をしておられた頃、教育刷新委員会が出来たが、それとほぼ同じうして戦後の我が國大学がいかにあるべきかを検討するため何とかという協議会が開かれ度々会が持たれていたという箇所に、記録作成に関与した広島大学教養部関係者によつて「註、講演者この協議会の名を明らかにされず」という註がつけられている。⁴⁴

改めていうまでもなく、戦後のわが国の大学がいかにあるべきかを検討するための何とかというこの協議会は、文部省内に設置された「大学設立基準に関する協議会」であった。佐々木吉郎が協議会の名を明らかにせず、記録作成に際して註がつけられたこと、学生補導に関しては大学基準協会よりも文部省大学学術局学生課のほうが指導力をもつていたこと、などからする限り、森戸辰男が大学基準協会第二次一般教育研究委員会委員の一員にもかかわらず、大学基準協会一般教育研究委員会の指導力に疑問をもつていたことをうかがわせている。次に挙げる二つの出来事は、それとの関連性を示している。

①広島大学では、一九五二年七月九日、全日本学生自治会総会連合の指令に基づいた学友会執行部の行った非合法な学生大会に対しては嚴重な注意を、その政治的な集会・デモや授業妨害に対しては積極的な補導を、それぞれ行い、それを契機にして一九四九年一月三〇日に決定されたチューター制度の改訂を実施していたこと、②中国・四国地区国立大学一般教育担当学部長会議を中核とした中国・四国地区大学一般教育研究会の結成が現・九州地区大学一般教育研究会側にとって抜き打ち的な独立ともいい得る要素があったこと、である。⁴⁵

このうち、①に関しては、森戸辰男は、中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会に行った会長あいさつにおいて、教養部時代の学生生活の索漠さとそれを温床とする一部学生の過激な運動の原因が学生と教師との人間的接触の少なさにあり、ひいては学生数の多いことやその他の理由から、教育の百貨店式な量産にあると指摘している。⁴⁶

大学基準協会第二次一般教育研究委員会が大学基準協会「一般教育研究会議」の開催を決定したのは、前述した一九五三年七月一七日に開催された一般教育研究委員会であった。七月三日に発信された開催通知では、①本年度の事業課題が一般教育の管理組織、ひいては全般の機構の問題が主題目となること、②全国を五地区ないしは六地区に分け各地区ごとに各大学の行政実施者の会同をお願いして研究してゆきたいこと、③当日支障がある場合には、特に一般教育管理について理解の深い方の代理出席の手配を賜りたいこと、が述べられている。⁴⁷

第一回目の大学基準協会「一般教育研究会議」が広島大学において中国・四国地区を対象にして開催されることが決定したのも、一九五三年七月一七日に開催された一般教育研究会議であった。既に述べたように、中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議が開催されたのは、一九五三年一〇月一四日である。これは、九月九日の一般教育研究会議開催通知、九月一五日の大学基準協会会長による大学基準協会一般教育研究会議の開催通知と森戸辰男一般教育研究会委員による中国・四国地区所在の大学学長に宛てた参加通知送付、九月二日に開催された第二回大学基準協会一般教育研究会議において中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議に備えてのディスカッションを経た上での開催でもあった。

中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会の開催は、中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議の翌日の開催であったことと広島大学側から講師派遣が依頼された上での開催でもあった。その関係から、大学基準協会事務局長の慶応大学・佐藤信彦や佐々木吉郎、奥井復太郎が総会講演講師のほかに自然科学分科会や短大部会などにおける研究協議にも参加した。このうち、総会講演における質問に関する記録と米国での経験者がスタッフ中にいたために国際基督教大学のインテグレート・コースが辛うじて文部省認可を得たという佐藤信彦の説明に関する記録は、九月二日に開催された第二回大学基準協会一般教育研究会議において開催に際して事前に行なわれたディスカッションを踏まえたものであったことをうかがわせている。⁴⁸前者については、以下の通りである。

〔徳島大〕 文理学部・学芸学部のある大学の一般教育はどの学部で担当すべきか。

〔佐藤講師〕 大学基準協会では、どの学部で担当すべきかについては、何等希望又は指示をした事はない。

〔徳島大〕 教員組織については専門教育・一般教育双方の担当教官を別々にするほうがよいか。或いは又一本にするのがよいか。

〔奥井講師〕 専門課程の担当教官が一般教育の担当者であつてはならないという事はない。
一本にした方がその大学の実績から好都合ならばそれもよろしいであろう。

〔佐々木講師〕 大学設置審議会では、何れか一本は本官とし、他方を兼任として認めている』

一九五三年七月一七日に開催された一般教育研究会議では、森戸辰男が不在のため、広島大学文学部長・渡辺鼎が代理出席した。しかし渡辺鼎の代理出席は、双方の間に運営方法に関する意思の疎通を欠く結果になった。前述した開催までの経緯の多くは、佐藤信彦と広島大学教務課長・岩佐正の間における運営に関するやりとりを中心に行なわれた。

佐藤信彦と岩佐正の間で進められた運営方法に関するやりとりは、一九五三年七月三一日から一九五三年九月二四日にかけて行われたが、運営方法に関する意思の疎通が欠いていたのは、広島大学側の、

①大学基準協会のいわゆる一般教育研究会議と中国・四国地区大学一

般教育研究会第一回研究協議会との共催としての開催、②当日の講師が本省と大学基準協会からの派遣であり、③中国・四国地区と近隣の地区所在の大学に呼びかけての開催、といった受け止めかたに発していた。なお、これに関連すれば、中国・四国地区大学一般教育研究会発会式と第一回研究協議会の開催が一九五三年一月一日と一六日に決定されたのは、一九五三年五月一九日に岡山大学において開催された中国・四国地区大学一般教育研究会設立準備委員会である。

佐藤信彦と岩佐正が行った運営方法に関するやりとりのうち、八月四日に佐藤信彦から発信された書類は、いわゆる一般教育研究会議の運営方針と地区研究会に対する大学基準協会側の方針、一九七九年三月に刊行された『広島大学二五年史部局編』において用いられた「すでに発足していた他地区一般教育研究会とも連絡を密にして進む」の背景をうかがわせている。⁴⁹

『一、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国（四国を含む）九州の各地区に於いて活動中の一般教育研究協議会又は集会に対しては、間接に、協議会の「一般教育研究委員会」は協力する。

二、今般（昭和廿七年）設けられた協会の一般教育研究委員会は主として、行政面から、一般教育の趣旨徹底を計ること。

三、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州等の地区毎にその地区所在大学の学長、学部長、所謂教養部長の参集を願つて、大学に於ける一般教育の在り方、専門教育との関連につき御研究を願うこと。

四、協会の一般教育研究委員会からは、その趣旨に基いて、二三名の委員に出席して貰うこと」

いわゆる一般教育研究会集会在広島大学において開催されたのは、一九五〇年二月一九日以来であった。GHQ、CIEの臨時措置によって文部省が主催した「広島地区における一般教育研究会集会」の日本側講師は、金沢壽吉、杉山逸男、山口論助が務めた。前述したように、杉山逸男と山口論助は、文部省主催「中国地区一般教育研究会」の際にも講師を務めている。山口論助は、地区研究会の共通の報告は大学基準協会後援の下に行なうことが望ましいと回答していたが、杉山逸男は、関東地区大学一般教育研究会委員として「大学一般教育研究会全国連合会」の発足に向けて、他地区研究会との連絡を取っていた。⁵⁰ 東北・北海道地区大学一般教育研究会の基盤であり、大学基準協会第二次一般教育研究委員会委員でもあった山形大学との間にも関東・東北連合支部が結成されていた。前述の東海地区大学一般教育研究会結成に際しても、近畿地区大学一般教育研究会第7回研究協議会には東海地区関係者がオブザーバー参加している。関東地区大学一般教育研究会と他地区研究会との連絡状況からする限り、七月三十一日に発信した書類において岩佐正が本省と大学基準協会から当日の講師の派遣を依頼したのは、杉山逸男の存在も特筆されてしかるべきものがある。

(3) 発会式まで

大学一般教育研究会の全国的組織化に関する協議は、中国・四国地

区大学基準協会一般教育研究会と中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会が閉会した翌々日である一九五三年一〇月一八日から二〇日にかけて富山大学において開催された文部省主催「北陸地区一般教育研究会」にて行われた。

文部省主催「北陸地区一般教育研究会」において協議が行なわれたのは、最終日である一〇月二〇日に開催された合同集会であったが、その際、講師であった杉山逸男の「今後の各地区における一般教育研究会は、大学基準協会が主催し、その委員には地区大学の学長を網羅することにより、その政治的浸透力を大いに期待しているわけである」という発言が記録されている。⁵¹⁾

文部省主催「北陸地区一般教育研究会」に関しては、開催に先立って、文部省大学学術局長・稲田清助から佐藤信彦に対して、一九五三年九月一七日に「一般教育に関する地方研究会について」が、九月二四日に「一般教育研究会開催打ち合わせ会について」が、それぞれ通達されていた。⁵²⁾

双方は、九月一五日の大学基準協会会長による大学基準協会一般教育研究会議の開催通知と森戸辰男の一般教育研究会委員としての中国・四国地区所在の大学学長に宛てた参加通知の送付と九月二〇日に開催された第二回大学基準協会一般教育研究会委員会との間の通達でもあった。

杉山逸男の発言は、大学一般教育研究会の全国的組織化をめぐる文部省大学学術局大学課と大学基準協会の主導権争いの終止符に止まらず、「大学一般教育研究会全国連合会」の発足の課題が森戸辰男との

関係にあったこと、いわゆる第一回大学基準協会一般教育研究会議を中国・四国地区大学基準協会一般教育研究会議として開催したことによって、森戸辰男の一応の理解を得るところにあったこと、をうかがわせている。ちなみに、文部省主催「北陸地区一般教育研究会」における合同会議にて行なわれた大学一般教育研究会の全国的組織化に関する協議では、①年1回から2回にかけて会員を主体とする総会を開き、他に各地区から要望に基づいて連絡協議会をもつこと、②地区研究会が独立した支部の性格を持つようになること、③国立大学における大学賛助金に関する財政上の支援を文部省に要求すること、などが確認された。

前述したように、「大学一般教育研究会全国連合会」は、一九五四年一月二〇日から二一日にかけて中央大学において開催された第4回関東地区大学一般教育研究会総会第二日目に発会式が挙行された。それは、一九五三年一月に行われた四国地区における九州地区大学一般教育研究会と中国・四国地区大学一般教育研究会の分散合流解消と東海・北陸地区大学基準協会一般教育研究会議、一九五三年一月一三日に丸の内日本工業倶楽部において開催された関東工業教育協会における一般教育研究会、一九五四年一月二〇日の関東地区大学一般教育研究会委員会によって立案された會則案の大学基準協会への送付などを経た上での挙行でもあった。なお、発会式には、九州地区大学一般教育研究会と東海地区大学一般教育研究会の代表者を招いた上で会則審議などが行われている。

一連の経緯のうち、関東地区大学一般教育研究会委員会によって立

案された會則案の大学基準協会への送付は委員であった杉山逸男が行なったが、その書類には、本草案に対する意見と修正と三月末乃至四月頃までに早急の結成の運びとしたいことが述べられており、各地区毎の取りまとめと二月末までに折り返しの返事が依頼されていた。⁵³

しかし大学基準協会の同書類の受け付けは、一九五四年三月五日づけであり、大学基準協会一般教育研究委員会関係の綴りには、同書類に関しては保管されていても、同書類に対する返答に類する書類は保管されていない。

「大学一般教育研究会全国連合会」の発会式が挙行された前日である一月二〇日には、一九五四年四月の予定であった発会式が延期されたことや発会式が正式なものではないこと、その理由が会長不在や他地区研究会との調整がつかなかったこと、が説明されている。⁵⁴

後年、その当時の会長候補には、東京大学総長・矢内原忠雄が挙げられ、それがだめならば第二候補として大学基準協会副会長として大いに活躍していた千葉大学・小池敬事、大学基準協会会長であった橋本孝が挙げられていた。⁵⁵ 会長候補からする限り、「大学一般教育研究会全国連合会」会長就任要請工作や他地区研究会との調整は、関東地区大学一般教育研究会委員会の要請に基づいて大学基準協会側で行われ、大学基準協会側の調整がいずれも不調に終わったものであったことをうかがわせている。

事実、「大学一般教育研究会全国連合会」の発足は、文部省側からのいろいろな意見をうけて一般教育の研究のあり方についても検討した結果に基づいたものでもあった。⁵⁶ この間には、一九五三年一二月か

ら大学設置審議会大学設置基準に関する研究協議会が大学設置基準の省令化に向けた審議を開始しており、一九五四年二月には中央教育審議会答申「医学及び歯学の教育について」が出されている。大学設置審議会大学設置基準に関する研究協議会における審議状況は管理者が多かったことから概して一般教育廃止論に傾斜したものであった。これに対して、いわゆる天野構想との関連から一九五四年九月二二日、稲田清助は談話を発表し、新制大学の制度的枠組は変わらないとしても、教課内容と教授法の変更を示唆した。稲田清助が発表した談話に関しては、大学設置審議会大学設置基準に関する研究協議会と同様に、大学基準協会もそれを大勢において異論はないとしている。⁵⁷

小池敬事に関しては大学基準協会副会長の任期が一九五四年三月末までであったことも考慮される必要性があるにしても、「大学一般教育研究会全国連合会」の会長候補は、医学進学課程の独立とも関連性のある大学の関係者でもあった。「大学一般教育研究会全国連合会」が文部省のいろいろな意見を受け入れ、会長不在のまま、いわば暫定的であっても発足したのは、大学基準協会の設立経緯と制度的変化の双方が絡み合っていたところにあったことをうかがわせている。

おわりに

「大学一般教育研究会全国連合会」の暫定的な発足からは、次の三点が指摘できる。

第一に、第4回関東地区大学一般教育研究会総会には文部省大学学

術局大学視学官室・荒木直が文部省来賓として挨拶を行っていた。その荒木直は、第四回東北・北海道地区大学一般教育研究会、及び東北・北海道地区大学基準協会一般教育研究会、中国・四国地区大学一般教育研究会第二回研究協議会にも文部省来賓として参加し、講演などを行っているが、一連の研究協議会、研究集会では、高等学校との地域的連絡協議会の開催や就職試験と一般教育の関係などが取り上げられていた。わけても、第4回東北・北海道地区大学一般教育研究会は、地区内二八大学一六名、地区内六高校八名、地区外二一大学二八名の規模で開催されている。⁵⁸これらのうち、高等学校との地域的連絡協議会の開催の必要性は、文部省主催「北陸地区一般教育研究集会」においても協議されていた。

さらに、一九五四年四月二六日の東北・北海道地区を対象に開催されるいわゆる第五回大学基準協会一般教育研究会の開催通知では、文部省共催の「一般教育研究集会」での論議の結果を参照にすることも述べられている。一連の研究協議会、研究集会は、文部省大学術局大学課と大学基準協会の連動性をうかがわせており、ひいては大学基準協会第二次一般教育研究委員会と高等学校の接続を主な事業とする大学基準協会第三次一般教育研究会との橋渡しの試みとして位置づけられる性格をもっていた。一九五四年度は、高等学校学習指導要領改訂を翌年に、高等学校との連繫が市町村独自に結成する方式からの改訂を翌々年度に、それぞれ控えた年度でもあった。前述したいわゆる教育行政の構想では、現在の教育委員会といったものも大学区に付属させてもつという案もあった。⁵⁹一九四八年当時に問題になった

教育委員会における管理問題の克服策という側面があったにせよ、「大学一般教育研究会全国連合会」は、制度的変化への適応性をもっていた一般教育振興策であったことをうかがわせている。

第二に、大学基準協会関係者が「大学一般教育研究会全国連合会」の正式な発足に向けての活動に着手したのは、省令大学設置基準が公布された翌年の一九五七年九月二四日に開催された大学基準協会第九七回理事會兼評議會以降であった。

『大学基準協会十年史』は、その直前である一九五七年六月二〇日に刊行されているが、『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員會報告書——』の前書きの末尾にあった「昨年以来全國各大學の一般教育擔當者の間には、自發的に一般教育熱が燃え上り、各地区に研究會などが行われ、ゆくゆくは全國的大同團結まで進まん情勢にあるや聞き及び、これこそ我國大學の一般教育發展のための最上の方途であり、われわれはかような方々との密接の連絡の下に一般教育發展のため努力したいと思う」に関しては、削除されていた。

第一次大学基準協会一般教育研究委員会の章では、第二次一般教育研究委員会の構想に関しても紹介も行われており、一般教育のその後の動向として、IFELを契機として各地区ごとに大学一般教育研究協議会が自主的に結成されたことに続いて地区研究会の結成年や結成経緯についても言及されているが、東北・北海道地区は二七年九月、九州地区は中国・四国から分離して二七年一〇月、名古屋・東海地区は二九年四月などの記述は、実際の結成月日、結成経緯との間には明らかな相違が認められる。⁶⁰

周知のように、一九五七年度は、科学技術振興に伴う理工系学部・学科の充実策、日本学術会議の在学五カ年延長案などが発表された年度でもあった。『大学基準協十年史』などからする限り、「大学一般教育研究会全国連合会」の正式な発足に向けての活動は、徐々に質を高めてゆくという意味における適応性からは逸脱する恐れのある活動であったことをうかがわせている。

第三に、関東地区大学一般教育研究会委員会によって立案された大学一般教育研究会全国連合会の會則案は、以下の通りであった。⁽⁴⁾

『一、本会を大學一般教育研究会全国連合会と称する。

二、本会の事務所を——に置く。

三、本会は北海道・東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州・

四国地区の一般教育研究会の連合体とする。

四、本会は大學一般教育研究の向上を圖ると共に各地区研究会相互の連絡をとることを目的とする。

五、本会は各地区研究会相互の連絡を取り併せて大学一般教育の研究向上を圖ることを目的とする。』

（本会は各地区研究会相互の連絡を取り併せて大学一般教育の研究向上を圖ることを目的とする。）

五、本会は目的達成のために左の事業を行う。

(イ) 研究会、講演会の開催

(ロ) 機関誌、機関紙の発行

(ハ) 外国の教育機関との連絡

(ニ) その他にこれに附帯する事業

六、本会に左の役員を置く。

会長一名、副会長若干名、委員 名

七、会長は会務を総括し、本会を代表する。

副会長は会長を輔佐し、会場事故あるときは会長の職務を代行する。

その任期は二年とする。

八、委員は各地区より四名選出されたものをもつて構成され、委員中より常任委員〇名、会計委員〇名を委員の互選により定める。

常任委員は第五條に定めた事項を審議決定し、又会則改正について発議する。

会計委員は総会において毎会計年度の収入、支出につき報告する。

会長選出にあつては運営委員〇名を定め常任委員を輔佐する。

九、本会に顧問を置くことができる。

一〇、総会は常任委員会の決定をもとづき毎年一回開催する。総会は左記事項を行う。

(イ) 委員会の決定にもとづく会長、副会長の承認。

(ロ) 各地区選出の委員を承認。

(ハ) 会計報告の承認。

(ニ) 会則の改正、変更。

総会の議長は会長これに当てる。

一一、本会の経費は左記により支辯する。

(イ) 各地区研究会負担金一年〇円

(ロ) その他補助金又は寄附金

- 一二. 本会の会計年度は毎年四月より始まり三月に終る。
- 一三. 本会則の改正は常任委員会の議を経て、総会の過半数以上の賛同をもって改正する。

附 則

- 一. 本会の会則は昭和二十九年 月より実施する。
 - 二. 設立当初の委員の過半数の任期は一年とする』
- 一九五四年四月二六日には、国際基督教大学において、国際基督教大学と関東地区大学一般教育研究会の共催でコロンビア大学のハリ・カーマンを招いた「大学一般教育研究懇親会」が開催されている。

「大学一般教育研究懇親会」の開催通知は一九五四年四月六日であった。會則案でいえば、五(イ)の研究会和講演会の開催、(ハ)の外国の教育機関との連絡に該当している。前述したように「大学一般教育研究会全国連合会」は、当初、一九五四年三月から四月にかけての発足の予定で計画が進められていた。大学基準協会に開催通知を送付したのは杉山逸男であった。カーマンの招聘は、知的交流日本委員会好意的斡旋によるものであった。カーマンが一九五〇年一月二十日から二二日にかけてフロリダ州立大学において開催されたフロリダ州立大学における一般教育討議会にて講話を行ったことは既に公表されている。フロリダ州立大学は、大学基準協会がガリオア資金を得て

実施した北米合衆国における一般教育実施調査の一環でもあった。一九五三年三月には外務省文化局から『最近の日本の政治経済事情』が刊行されているが、日高第四郎は、「日本における教育改革の動向」において一般教育に関しても言及を行っている。「大学一般教育研究懇親会」は、国際基督教大学との共催において開催された関東地区大学一般教育研究会の行事に止まらない性質を持っていた事業であった可能性を示唆している。²⁾

注

- (1) 志津木敬「一九七〇年代の一般教育研究をめぐる動向と一般教育学会の設立」大学教育学会二五年史編纂委員会編『あたらしい教養教育をめざして——大学教育学会二五年の歩み・未来への提言——』二〇〇五、五六頁、二〇〇四年、東信堂。
- (2) 志津木敬「大学一般教育研究会の『全国連合会』について——各地区大学一般教育研究会における刊行物から——」『大学教育学会誌』第二八巻第二号、八〇〇〜八九頁、二〇〇六年、志津木敬「大学一般教育研究会の『全国集会』について——国立大学における教養部法制化の影響——」『大学教育学会誌』第三〇巻第一号、一〇九〜一一七頁、二〇〇八年。なお、本論文は、双方の論文にその後の史料収集の成果に基づいて、改めて考察を行なうものとする。
- (3) 松原武夫「近畿地区大学一般教育研究会沿革史(その一)」大学基準協会所蔵資料『各地区一般教育研究会昭和二五年—三〇年—一九五三年、松原武夫「近畿地区大学一般教育研究会沿革史I」発会式まで』大学一般教育の展望の会編『近畿地区大学一般教育研究会報告集 大

- 学一般教育の展望』一頁、一九六八年。
- (4) 北陸地区の状況に関しては、二〇〇六年四月、金沢大学名誉教授・竹村松男の証言。新潟地区の所属に関しては、『一般教育研究集会記録』文部省編、一九五七年を参照。
- (5) 杉山逸男「日本の一般教育の過去・現状」杉山逸男編『大学の前身』私学研修福祉会、一八〇二頁、一九七七年、杉山逸男「一般教育の出版から」『一般教育会誌』第四卷第二号、二〇頁、一九八二年。
- (6) 関野富三「高等学校・大学のもつ問題」『文部時報』昭和三十三年二月号、第九六四号、八頁、文部省、一九五七年。
- (7) 日高第四郎『教育改革への道』洋々社、一〇二頁、一九五四年。
- (8) 赤堀哲雄「フランスの地方公共団体と教育行政」『文部時報』昭和三十一年八月号、第九三六号、五七頁、文部省、一九五五年。
- (9) 三重大学農学部教授会「三重大学農学部教授会議事録昭和二十五年」日永龍彦「大学設立認定連合協議会におけるCIEからの情報提供の形成過程」第30回大学教育学会発表要旨集録』一八九頁、二〇〇八年。
- (11) 東北・北海道地区大学一般教育研究会「第1回東北・北海道地区大学一般教育研究会」
- (12) 佐々木吉郎「新制大学の管理運営と一般教育の運営」大学基準協会編『大学に於ける一般教育——一般教育研究委員会報告書——』三四〜四九頁、一九五一年。
- (13) マグレール・T「一般教育計画の基礎」須山節子訳、昭和二十五年教育指導者講習会編『昭和二十五年教育指導者講習会研究集録 一般教育』五頁。
- (14) 加藤裕「大学間の研究協議体制——全国各地大学一般教育研究会の実態調査報告——」国立大学一般教育担当部局協議会一般教育責任体制調査検討特別委員会編『国立大学一般教育責任体制に関する調査検討報告書その3』三二五頁、一九七八年、及び文部省大学学術局大学課「一般教育に関する地方研究会について」一九五三年、に基づいて作成。
- (15) 玉虫文一「一般教育をめぐる諸問題」『大学基準協会一〇周年記念論文集 新制大学の課題』三六三頁、一九五七年。
- (16) 二〇〇五年三月、京都大学名誉教授・岡本一、二〇〇五年七月、九州大学名誉教授・稲田朝次の証言。関東地区大学一般教育研究会については、志津木敬「関東地区大学一般教育研究会について——千葉県地区大学一般教育研究会／関東地区大学教育研究会の事実上の前史として——」『第三三回関東地区大学教育研究会（大学教育学会関東支部）報告集』二〇八頁、二〇〇七年参照。
- (17) 近畿地区大学一般教育研究会「自然科学部会」『近畿地区大学一般教育研究会第20回研究協議会記録集』三三頁、一九五九年。
- (18) 近畿地区大学一般教育研究会「総会報告」『近畿地区大学一般教育研究会第6回研究協議会議事録』五一頁、一九五三年。
- (19) 玉虫文一「科学と一般教育」六五頁、一九五二年、岩波書店。
- (20) 大学基準協会五五年史編さん室編『大学基準協会五五年史 通史編』、五六頁、二〇〇五年。
- (21) 大学基準協会五五年史編さん室編『大学基準協会五五年史 通史編』、五九頁、二〇〇五年、「一般教育研究委員会開催通知」大学基準協会

- 編『一般教育研究委員会 昭和二八年』大学基準協会所蔵資料。
- (22) 奥井復太郎「一般教育研究委員会東京地区社会科学分科会(中間報告)『會報』第三號、六三頁、大学基準協会、一九四八年。
- (23) 橋本孝「一般教育研究協議會について」『會報(旧)』第五號、三三〇—三七頁、大学基準協会、一九五〇年。
- (24) 杉山逸男「教育指導者講習會(一般教育部門)について」『會報(旧)』第九號、三二頁、大学基準協会、一九五一年。
- (25) 大学基準協会「一般教育研究協議會」については、第一回大学基準協会一般教育研究協議會と、回数を称した記録も存在するが、二〇〇九年一月に実施した史料収集の結果、大学基準協会第二次一般教育研究協議會では、一九五三年一月一日にも京都大学において京都地区大学基準協会一般教育研究協議會を実施していたことが判明したので、本論文では、大学基準協会所蔵資料などに記録されている表記を用いた。
- (26) 大学基準協会「役員及び委員會名簿(昭和廿八年三月三〇日現在)」『會報』第一五號、大学基準協会、三二頁、一九五三年。
- (27) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二七年』一九五三年、大学基準協会所蔵資料。
- (28) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二七年』一九五三年、大学基準協会所蔵資料。
- (29) 関東地区大学一般教育研究会編『昭和二九年一月二〇日 関東地區大學一般教育研究會速記録』二〇頁、一九五五年。
- (30) 佐藤幸治「一般教育研究集會實施に關する所見 京都會場」大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二五年』大学基準協会所蔵資料。
- (31) 橋本孝「一般教育研究委員會改組強化について」『一般教育研究委員会 昭和二七年』大学基準協会所蔵資料。
- (32) 大学基準協会編『一般教育研究委員會改組強化についての意見』大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二七年』大学基準協会所蔵資料。
- (33) 金沢壽吉「一般教育研究委員會改組強化について」『大学基準協会編』一般教育研究委員会 昭和二七年』大学基準協会所蔵資料。
- (34) 東北・北海道地区大学一般教育研究会『第2回東北・北海道地区大学一般教育研究会』
- (35) 藤田寛海「一般教育における綜合法」山形大学教養部編『山形大学に於ける総合科目の實施と現状』三頁、一九七八年。東北・北海道地区大学一般教育研究会の結成経緯に関しては、東北・北海道地区大学一般教育研究会「東北・北海道地区大学一般教育研究会設立について」一九五一年、参照。なお、東北・北海道地区大学一般教育研究会結成に關与した山形大学・藤田寛海は、一九五一年一月八日から二月一七日にかけて開催された第六回 I F E L 「一般教育部門」第三期の受講者である。
- (36) 大学基準協会一〇年史編纂委員會編『大学基準協会一〇年史』一五九頁、一九五七年。
- (37) 昭和二五年度教育指導者講習會編『昭和二五年度教育指導者講習會研究集録 学生補導』二〇頁、一九五一年。
- (38) 東北・北海道地区大学一般教育研究会『第1回東北・北海道地区大学

- 一般教育研究会」
- (39) 大学基準協会一〇年史編纂委員会編『大学基準協会一〇年史』一一五頁、一九五七年。
- (40) 杉山逸男「一般教育研究集會の現状——関東地區大學一般教育研究會總會より——」『會報』第一四號、大学基準協会、五四頁、一九五二年。
- (41) 杉山逸男「一般教育研究集會の現状——関東地區大學一般教育研究會總會より——」『會報』第一四號、大学基準協会、五四頁、一九五二年。
- (42) 近畿地区大学一般教育研究会『近畿地區大學一般教育研究會第七回研究協議會議事録』四頁、一九五三年。
- (43) 近畿地区大学一般教育研究会『近畿地區大學一般教育研究會第七回研究協議會議事録』五八頁、一九五三年、山形安二「戦時下一般教育の理念に徹した教育」『一般教育学会誌』第五卷第二号、一二八頁。文部省主催「東海地区一般教育研究集會」が開催された一九五二年一月一四日から一六日にかけては、名古屋大学において、大学、高校教員、委員八〇名の参加を得て文部省主催「大学入試験研究会」が開催されていた。文部省編『文部省第80年報——一九五二年度——』九九頁、一九五四年、参照。
- (44) 森戸辰男「講演我が國に於ける一般教育の変遷」中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議會議事録』七頁、一九五四年。
- (45) 広島大学二五年史編纂委員会編「第一編教養部」『広島大学二五年史部局編』八五六頁、九州・四国・中国地区大学一般教育研究会『第一回九州・四国・中国地区大学一般教育研究会』大学基準協会所蔵資料。同議事録には、中国・四国地区大学一般教育研究会における現・九州地区大学一般教育研究会からの独立経緯に関して、一九五二年五月一七日、第一回九州・中国・四国地区大学一般教育研究会準備会側が次回開催地の候補としてのほった広島大学に問い合わせをしたところ、中国・四国地区の教養部長協議会において同地区でも同様の研究会を作ろうという希望があり、決定段階には至っていないが、次期開催地の引き受けは遠慮したいという返事があったこと、一九五二年六月六日までには中国・四国地区大学一般教育研究会の独立が近く独立する運びになったこと、と記録されている。中国・四国地区の教養部長協議会とは、中国・四国地区一般教育担当学部長会議であるが、中国・四国地区一般教育担当学部長会議は、一九四九年秋に中国・四国地区一般教養担当学部長会議として年二回開催する形で発足している。ちなみに、中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会には、九州地区大学一般教育研究会を代表して九州大学教養部長・千湯龍祥が参加し、来賓としてあいさつを行っているが、『中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議會議事録』にはあいさつに関する記録は存在しない。
- (46) 森戸辰男「講演我が國に於ける一般教育の変遷」中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議會議事録』七頁、一九五四年。
- (47) 大学基準協会編「一般教育研究委員会開催通知」『一般教育研究委員会 昭和二八年』一九五三年、大学基準協会所蔵資料。

- (48) 中国・四国地区大学一般教育研究会『中国・四国地区大学一般教育研究会第一回研究協議会議事録』一四頁、一九五四年。
- (49) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二八年』一九五三年、大学基準協会所蔵資料、広島大学二五年史編纂委員会編「第一編教養部」『広島大学二五年史部局編』八五六頁、一九七九年参照。
- (50) 関東地区大学一般教育研究会『昭和二九年一月二〇日関東地区大学一般教育研究会速記録』二二頁、一九五五年。
- (51) 文部省編『一般教育研究集会議事録』大学基準協会所蔵資料、五三頁、一九五四年。
- (52) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二八年』一九五四年、大学基準協会所蔵資料。
- (53) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二八年』一九五四年、大学基準協会所蔵資料。
- (54) 関東地区大学一般教育研究会編『昭和二九年一月二〇日 関東地区大学一般教育研究会速記録』二二頁、二五頁、一九五五年。
- (55) 東北・北海道地区大学一般教育研究会『第8回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』四二頁、一九五九年。
- (56) 関東地区大学一般教育研究会『昭和二九年一月二〇日 関東地区大学一般教育研究会速記録』二二頁、一九五五年。
- (57) 朝日新聞社『天野構想』は不可能』朝日新聞 一九五四年九月二九日朝刊。
- (58) 東北・北海道地区大学一般教育研究会『第4回東北・北海道地区大学一般教育研究会議事録』五頁。
- (59) 大学基準協会一〇年史編纂委員会『日高第四郎先生を囲む座談会記録』九四頁、一九五六年、大学基準協会所蔵資料。
- (60) 大学基準協会一〇年史編纂委員会編『大学基準協会一〇年史』一九〇頁、一九五七年。
- (61) 大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二八年』一九五四年、大学基準協会所蔵資料。
- (62) 国際基督教大学・関東地区大学一般教育研究会「大学一般教育研究懇親会案内」大学基準協会編『一般教育研究委員会 昭和二九年』一九五五年、大学基準協会所蔵資料。

(しつき) たかし・広島大学文書館調査員